

委員意見	意見への対応(案)	計画該当ページ
前計画からの変更点として「若者」という言葉が加えられているということであるが、「高校生・若者の意識と生活に関するアンケート調査報告書」から成果指標に1つのみ設定されている。成果指標に高校生・若者に関するものをもう少し加えるべきではないか。	【反映】 成果指標を追加しました。	P41
成果指標⑦について、対象が就学前児童保護者となっているが、犯罪や事故に巻き込まれることが怖いと感じるのはどちらかというと就学後児童保護者だと思うので、追加してはどうか。		
成果指標④について、放課後児童クラブに入所することができないと感じる保護者は就学後児童保護者だと思うので、追加してはどうか。		
成果指標に関して、国も同じような指標を出しているか。	【ご参考ください】 こども大綱で指標が掲げられていましたので、別紙参考資料1をご参照ください。	-
子育て短期支援事業について、他市ではショートステイとトワイライトステイに分かれているが、宝塚市では分けて書かなくてよいのか。	【一部反映】 P49(4)子育て短期支援事業の事業概要説明文の末尾に「(子育て家庭ショートステイ)」を追記しました。なお、本市においては、トワイライトステイは実施しておりません。	P51
・児童育成支援拠点事業について、量の見込みが20となっているが妥当か。ネグレクトに限らなければ、虐待疑いの通告件数を18歳未満の小児人口で割ったときの数字が確か60分の1くらいあったと思う。 ・障害が重度な子は特別支援学校に行く。軽度の子は、普通に学校に行くが周りから変わった子ということで排除されやすい。 ・フリースクールなど、民間との連携も大事 ・実際展開する際にはもっと間口を広くして、いろんな子も来た中で対象の子も入ってるってような在り方が、当事者にとっては居心地がいいんじゃないかなと思う。	【未反映(一部表現を修正)】 児童育成支援拠点事業については、今後、調査・研究が必要であるものの、現時点での量の見込みは現案のとおりで考えています。 なお、②量の見込みと確保方策の文中を以下のとおり修正します。 「・・・過去の新規虐待案件のネグレクトの件数を踏まえ、・・・」 ↓ 「・・・養育環境等の課題がある児童と家庭のうち、一定程度の・・・」	P53
(4)外国につながる幼児への支援・配慮について、幼児期以降の支援や配慮について、記載は不要か。	【未反映(一部表記を修正)】 国が作成した手引きにおいて、「外国につながる幼児への支援・配慮について」記載することとされているため、幼児期に関するみの記載としています。 これは、子ども・子育て支援法第61条第2項第4号において、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容」が必須記載事項となっており、「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっての外国につながる幼児への支援・配慮」という意味であると解釈しています。 なお、計画(案)の表記ではそれが分かりにくかったため、分かりやすい文言の追記等修正を行いました。	P61